

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
1	公募要項	2	ウ 修繕	大規模修繕の計画がありましたらご教授願います。	令和2年7月28日時点で確定している令和3年度以降の大規模修繕の計画はありません。
	業務の基準	7	ウ 施設保全業務		
2	公募要項	2	ウ 修繕	指定管理者が負担する年間見込み額800万円/年とありますが、1件あたり100万円までの工事の合計がそれ以上となった場合には負担について分担(協議)は可能でしょうか？	公募要項に記載のとおり、修繕は不具合の発生状況等により変動しますので、指定管理者の負担額が800万円を超える場合もあり得ます。 ただし、修繕の実施にあたっては、その都度、市と指定管理者が協議のうえで進めていきます。
	公募要項	3,4	(4) リスク分担		
	業務の基準	7	ウ 施設保全業務		
3	公募要項	2	ウ 修繕	修繕費1件あたり60万円～100万円までの過去実績を教えてください。	所管課が実施した60万円～100万円までの修繕については、別添回答資料1のとおりです。(一部60万円以下の修繕も含まれます)
	業務の基準	7	ウ 施設保全業務		
4	公募要項	2	ウ 修繕	過去3か年の修繕実績をお示してください。	指定管理者が実施した修繕については、資料12のとおりです。 本市が実施した修繕については、別添回答資料1及び別添回答資料2のとおりです。
5	公募要項	2	(イ) 指定管理料の上限額	指定管理料が137,000千円と前年度より増額されていますが、増額分の項目内訳をご教授願います。	増加項目としては、指定管理者が負担する修繕の上限額引き上げに伴う増加、横浜しごと支援センターのWEB相談の新規実施に係る経費等があります。
6	公募要項	3,4	(4) リスク分担	コロナ禍による利用制限に伴う利用料金減の補填はありますか。	今年度の新型コロナウイルス感染症の影響に係る負担の分担については、現在、指定管理者と協議を行っているところです。 来年度以降についても、リスク分担(需要変動、不可抗力)に基づき、影響の種類や度合、期間などその時の具体的状況を踏まえて協議のうえ、対応する見込みです。 なお、令和元年度は、本市の要請等に基づき閉鎖などの対応をとった期間については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金の還付額及び過年度実績平均との差額並びに対応に要した費用等の合計から、閉館等に伴い減少した経費を控除した差額を、市が負担しました。

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
7	公募要項	3,4	(4) リスク分担	covid 19 の影響により、全国的に貸館利用が著しく減少しており、今後の利用料金収入の計画をたてるのが、非常に困難な状況です。係る状況が続いた場合において、利用料金収入の計画との乖離等について、市からの補填等の有無や協議についてのお考えをお示ください。	上記質問番号6の回答のとおりです。
8	業務の基準	9	7 目的外使用許可に関する業務	目的外使用許可収入の自販機・物販以外の収入はありますか？	ありません。
9	業務の基準	6	5 施設の管理に関する業務	設備保守会社と保守費をお教えてください。	設備保守会社については、別添回答資料3のとおりです。 保守費は、指定管理者と保守会社との契約に関する事項であるため、お示しできません。
10	業務の基準	6	5 施設の管理に関する業務	現設備保守会社及び保守費に人件費が含まれている場合の人員数と人件費をご教授願います。	指定管理者と保守会社との契約に関する事項であるため、お示しできません。
	資料15		現指定管理者の会計報告		
11	公募要項	11	(4) 応募手続きについて	令和2年5月末時点での損益計算書と貸借対照表の試算とありますが、令和2年度一年度分の試算であるか、或いは、例えば3月末決算の団体の場合、令和2年4、5月の2カ月分の実績を反映した5月末日時点のものいずれをご提出すればご教示ください。 また、多くの企業様と同じく、弊社においても緊急事態宣言の影響もあり、通年とは大きく違う実績となっておりますが、本資料がどのように審査に影響を及ぼすのかをご教示ください。	令和2年4、5月の2か月分の実績を反映した5月末日時点のものをご提出ください。 審査にあたって、新型コロナウイルス感染症の財務状況等への影響があくまで一時的、限定的であることを確認することを目的としています。 また、例えば3月期決算の企業と12月期決算の企業では、直近の決算額への影響が異なることが考えられるため、公平な観点から財務状況について審査するためにも、5月末日時点の試算のご提出をお願いしています。
12	公募要項	11	(4) 応募手続きについて	直近過去3か年分の財産目録について、2019年度分については8月の作成となります。 「合計残高試算表」を代用しているケースが多いのですが、「合計残高試算表」での提出で問題ないでしょうか。	問題ありません。

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
13	公募要項	11	(4) 応募手続きについて	納税証明書の2019年度分について、地方税等が7月末の申告・納付のため消費税分しかありません。消費税のみの提出でいいでしょうか。	2019年度分のご提出が難しい場合には、2018年度分のものをご提出ください。
14	応募書類		(様式 賃一)	<p>配置される予定の職員については、職位等により職員ごとに給与の水準が異なるため、「1基礎単価」に記載すべき金額はそれぞれの区分(正規、臨時)の雇用職員の合計人件費を配置予定人数で割った平均年収という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、その場合、人件費には福利厚生費(会社負担分)および本社支援に係る人件費等も含まれるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>基礎単価は、指定期間中に一律で用いる単価であるため、指定期間を通じて用いることが可能な額を算出してください。</p> <p>定期昇給等賃金水準の変動以外の要素により、人件費の単価が変わることが予想される場合には、それを勘案して、基礎単価を算出していただくこととなります。</p> <p>例えば、指定期間中の雇用形態別の賃金水準スライドの対象となる人件費の総額を、配置予定総人数で除すことで算出した、平均額とすることが考えられます。</p> <p>また、賃金水準スライドでは、人件費のうち給与など、賃金水準の変動によって直接的な影響を受けるものを制度の「対象となる人件費」とし、直接的な影響を受けないものを「対象外の人件費」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる人件費：給与・賃金、社会保険料</li> <li>・対象外の人件費：通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金、退職給付引当金繰入額</li> </ul> <p>ただし、「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」P2に記載のとおり、対象となる職員は指定管理者施設で働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者に限ります。</p>
15	業務の基準	1,2,4	2 事業の企画・実施に関する業務	P.1(1)技能職の振興に関する業務、ア中「技能職者・技能職団体と連携した市民向け講座の開催(年4回以上)」、P.2(2)雇用による就業の確保に関する業務ア中「雇用・就業、労働問題に関するセミナーの企画・実施」、およびP.4(3)勤労者の福祉の増進及び文化の向上に関する業務、ア中「市民向け講座の実施(月1回以上)」について、オンラインでの講座実施も可能であるか。	<p>雇用・就業、労働問題に関するセミナーについては可能です。講座については、原則として、技能文化会館で実施してください。</p> <p>オンラインでの実施にあたっては事前に所管課にご相談ください。</p>

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
16	業務の基準	1,2	(1) 技能職の振興に関する事業の企画・実施	ア 技能職の振興に関する事業の企画・実施について、 ・小学生を対象とした技能職者・技能職団体と連携した大規模イベントの開催(年1回以上) ・職業選択期の若者を対象にした技能職者・技能職団体と連携したイベントの開催(年1回以上)とありますが、イベント収入の実績をお示ください。 また、事業報告書の会計報告にあるイベント収入に該当する認識でよろしいでしょうか。	指定管理者が行う業務として、第4期指定管理期間から新たに規定する事業のため、実績はありません。 会計報告にあるイベント収入は、現指定管理者が自主事業として行っているものであり、公募要項に規定する事業とは異なります。
17	業務の基準	2,3	(2) 雇用による就業機会の確保に関する業務	イ 雇用・就業に関する相談業務、ウ がん患者の就労に関する相談業務、エ 労働問題に関する相談業務について、現在委託されている団体等ございましたらご教示ください。	別添回答資料3のとおりです。 「がん患者の就労に関する相談業務」については、本市及び関係機関から相談員を派遣しています。
18	業務の基準	3	(イ) 開設時間等	開設時間は土曜日を含む週5日以上と記載があるが、土曜日の開設は必須という理解でよいでしょうか？	そのとおりです。
19	その他			館に設置されている備品のうち、指定管理者の交代に伴い設置がなくなるものがあればご教示ください。	4階のパソコン室として利用している部屋の機材や館職員が使用している機器は現指定管理者が指定管理料以外の費用で用意したものであるため、引継ぎはされません。 また、コピー機、シュレッダー、AED、駐車場の精算機等はリース契約により、現指定管理者が設置しているものです。 その他、現指定管理者が購入した物品については、現在協議中です。

## 横浜市技能文化会館 修繕内容(平成28年度)

(一部60万円以下の修繕も含みます)

単位:円

項目内容	金額
ガス遮断弁修繕	511,920
スプリンクラー設備アラーム弁交換	810,000
自家発電機起動用蓄電池更新	712,800
自動消火装置連動遮断機能設置	330,480
<b>合計</b>	<b><u>2,365,200</u></b>

# 横浜市技能文化会館 修繕内容(平成29年度)

(一部60万円以下の修繕も含みます)

単位:円

項目内容	金額
駐車設備改修(ブレーキライニング)	993,600
駐車設備改修(安全柵垂直アーム)	993,600
<b>合計</b>	<b><u>1,987,200</u></b>

横浜市技能文化会館 修繕内容(平成30年度)  
(一部60万円以下の修繕も含みます)

単位:円

項目内容	金額
シャッター設備更新	633,960
しごと支援センターパーテーション設置	531,360
合計	<u>1,165,320</u>

# 横浜市技能文化会館 修繕内容(令和元年度)

(一部60万円以下の修繕も含まます)

単位:円

項目内容	金額
2F女子トイレ改修工事(1)	783,200
2F女子トイレ改修工事(2)	783,200
給湯器交換(3, 4, 5F)	781,000
給湯器交換(6, 7, 8, 地下1階)	998,866
エレベーター内防犯カメラ設置	990,000
電動式移動棚撤去	995,500
外壁漏水対策	638,000
自動ドアセンサー交換	836,000
煙感知器交換	92,400
<b>合計</b>	<b><u>6,898,166</u></b>



横浜市技能文化会館 修繕内容(100万円以上)  
平成29年度

項目内容
該当なし

横浜市技能文化会館 修繕内容(100万円以上)  
平成30年度

項目内容
電話交換機等更新工事
機械式立体駐車場整備工事

横浜市技能文化会館 修繕内容(100万円以上)  
令和元年度

項目内容
流水検知装置更新工事(地下1階、5階)
エレベーター改修工事

## 各種委託契約一覧

委託名	委託業者名
トータルビル管理業務委託	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
駐車場精算機保守点検委託	三菱プレシジョン株式会社
有人警備業務委託	エーエフマネジメント株式会社
機械警備業務委託	京浜警備保障株式会社
エレベータ保守点検委託	横浜エレベータ株式会社
自動ドア保守点検委託	株式会社神奈川ナブコ
会場設営業務委託	公益財団法人横浜市シルバー人材センター
駐車場管理業務委託	公益財団法人横浜市シルバー人材センター
受付補助業務委託	公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会
AED、パソコン教室PCリース	日通商事株式会社
1・3・4階事務所複合機リース	シャープファイナンス株式会社
4階事務所リソグラフィリース	日立キャピタルNBL株式会社
1階利用者用コピー機・ 4階事務所シュレッダーリース	リコーリース株式会社
駐車場機器一式リース (精算機・コンソール・発券機・制御ソフト)	三菱電機クレジット株式会社
法律相談業務委託	神奈川県弁護士会
労働相談及び就業相談業務委託	特定社会保険労務士(個別契約)
キャリアカウンセリング業務委託	キャリアカウンセラー(個別契約)